

京都市告示第514号

京都市里道管理条例第4条の規定に基づき、里道の一部を次のように廃止します。  
当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年2月21日

京都市長 榊本頼兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	細野奥田里2号	右京区京北細野町奥田2番地の2地先 同上	

(建設局道路部道路明示課)